平成２７年（フ）第４２９３号
大阪府東大阪市衣摺４丁目22番８号
債務者　赤田　智子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４３４号
大阪市北区本庄東１丁目12番９号
債務者　野中眞百合
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９０号
大阪市西成区花園北１－１－10ペントハウス（１）515号室、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原４丁目７番21号ショウエイハウス１Ｃ
債務者　村田　優也
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０２号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番９－205号
債務者　山田　春代
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５０８号
大阪府大東市錦町10番16号メゾン錦401号
債務者　木山　隆子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４３号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番30号　木村文化　１号
債務者　北川　敏子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２４号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目16番４号　ハイツジュン　103号
債務者　鷲滝千代子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１号
徳島県美馬市美馬町字宗重25番地
債務者　田中眞理子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第３０６号
岐阜市加納村松町４丁目９番地　（ルミエールアイ　101号室）
債務者　藤田　正志
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３３４号
沖縄県那覇市松尾２丁目10番20号　マルヤアパート302
債務者　原田　裕太
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５８５号
仙台市青葉区葉山町８番１号　仙台長生園
債務者　堀川美代子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６５５号
仙台市太白区中田５丁目７番５－107号
債務者　浅沼　浩代
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
宮城県柴田郡柴田町船岡東３丁目12番６号
債務者　齋藤　邦良
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第４２号
宮城県角田市角田字稔町１番地８
債務者　佐藤　真里
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１３６号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦2836番地１（202号）
債務者　中島　勇藏
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１４７号
滋賀県東近江市今崎町508番地３　Ｍフラット　308号室
債務者　柳沢　浩美（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第７３２号
兵庫県三田市中央町18番12号
債務者　山口　**博**史
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部